

倉敷市水道局建設工事等入札傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札の透明性を高めるため、倉敷市水道局が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事及び次に掲げる業務に係る入札の開札の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(1) 測量業務

(2) 建設コンサルタント業務

(3) 地質調査業務

(4) 補償コンサルタント業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める業務

(対象範囲)

第2条 この要領の対象となる入札は、電子入札システムにより実施する入札とする。

(傍聴席の定員)

第3条 傍聴席の定員は、10名とする。ただし、当該定員によりがたいと管理者が認めたときは、定員をその都度定めることができる。

(傍聴の申込み)

第4条 開札を傍聴しようとする者は、開札執行予定日時の10分前までに所定の開札傍聴申込票に必要事項を記入し、水道総務課へ提出しなければならない。

(傍聴人の決定)

第5条 傍聴人の決定は、前条に規定する開札傍聴申込みの順とし、第3条に規定する定員になり次第申込みを締め切るものとする。

(傍聴できない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札の開札を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 銃器その他危険なものを持っている者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 拡声器, ラジオ, ファクシミリ, 無線機, 写真機, 撮影機, パソコン等を持っている者。ただし, 通信, 録画, 撮影, 機器入力等を行うことについて, あらかじめ管理者の許可を受けた者は除く。

(6) 前各号に定めるもののほか, 開札執行を妨害し, 又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は, 次の事項を守らなければならない。

(1) 開札事務従事者及び開札立会人と接触しないこと。

(2) 開札の執行, 経過及び結果について言動しないこと。

(3) 談論等騒ぎ立てないこと。

(4) みだりに席を離れ, 又は不体裁な行為をしないこと。

(5) 示威的行為をしないこと。

(6) 飲食及び喫煙をしないこと。

(7) 傍聴席において写真等を撮影し, 又は録音等をしないこと。ただし, あらかじめ管理者の許可を受けた場合は, この限りでない。

(8) 携帯電話等の電源は入室時に切っておくこと。

(9) 前各号のほか, 開札の秩序を乱し, 又は開札事務執行の妨害となるような行為をしないこと。

(開札事務従事者の指示)

第8条 傍聴人は, 開札事務従事者の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 開札執行者は, 傍聴人がこの要領に違反すると認められるときは, これを制止し, かつ, その指示に従わないときは, これを退場させることができるものとする。

2 管理者は, 前項の規定に基づき退場となった傍聴人に対して, それを理由に以後の開札の傍聴について認めないことができる。

附 則

この要領は, 平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は, 平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

